

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ザンビア国地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ザンビア国地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト

調達管理番号：25a00223

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年7月9日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ザンビア国地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年9月 ～ 2028年10月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年9月 ～ 2026年10月

第2期：2026年10月 ～ 2028年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

(第1期)

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(第2期)

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降): 契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2027年11月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 7月 15日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 7月 15日 12時まで
3	質問への回答	2025年 7月 18日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 7月 25日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 8月 5日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査及びザンビア国地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00545）の受注者（中央開発株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/kTfsamnvWW>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル及び見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	農業省が、3カ年アクションプランの実施に必要な予算を確保し、同予算を適時配分・執行するために、優先的に取り組むべき活動	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（1）
2	「COBSI普及ガイドライン」に含むべき事項と留意事項	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（1）

3	COBSI広報戦略および行動計画に含むべき事項と優先的に取り組むべき活動	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（6）
4	今後のCOBSIアプローチの国内での更なる普及のために必要となる担当次官への助言業務の内容	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（7）

2. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針

及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年11月
- ・ RD署名：2025年3月27日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトは、ザンビアが地域におけるCOBSIアプローチ普及の拠点国となり、農業省がCOBSIアプローチの普及を自主的かつ円滑に継続するため、農業省予算や世界銀行支援プログラム(ZAMGRO²) 予算等の利用可能な予算に基づき、プロジェクト目標「農業省の通常業務としてのCOBSIアプローチ普及メカニズムの確立と実施」に向けて、COBSIに関する3カ年アクションプラン（以下「3YAP」と称す）の実施支援を行うものである。農業省は、3YAPの実施に必要な資金やその他の資源を適時に配分し、執行するために最大限の努力を行うことに合意している³。

「COBSIアプローチ普及メカニズム」とは、本プロジェクトで実施体制・技術・資金面から取りまとめた「COBSI普及ガイドライン」⁴に沿って、COBSI推進ユニット（COBSI Promotion Unit: CPU）メンバーが必要な資金を確保して活動を継続できる仕組みを指し、通常業務として農業省の承認を得ることが期待される。また、COBSIアプローチ普及メカニズムが本プロジェクト終了後も機能し、継続することで、上位目標「COBSIアプローチが小規模灌漑開発アプローチとして主流化され、持続的に普及する」を目

² Zambia Growth Opportunities Program

³ 資金確保の面では農業省予算確保、他ドナー予算確保（他ドナー事業でのCOBSIの実施含む）のために行うべき活動、及び特に農業省関連予算（世銀ZAMGRO含む）の適時配分・執行のためのプロセスの明確化、それら関係部局のCOBSI3カ年アクションプランの理解、及び同予算配分・執行のための手続のタイミングを踏まえたリマインド等について留意が必要である。このことに留意して、農業省が、3YAPの実施に必要な予算を確保し適時配分・執行するために優先的に取り組むべき活動について、プロポーザルで提案すること。

⁴ 同ガイドラインの柱として、①実施体制、②技術、③資金、④その他を想定しており、①政策的位置づけを踏まえたCPU体制の農業省内及び州農業事務所での正式な位置づけの確立、②簡易堰・恒久堰設置に必要となる技術、水利権・所有権の明確化、③農業省予算、地方開発基金、他ドナー資金（これまでの実績等）の獲得等に関する留意点の整理が必要である。これを踏まえて、「COBSI普及ガイドライン」に含むべき事項と留意事項について、プロポーザルで提案すること。

指す。

各成果は以下のとおり。

成果 1) 制度・財務・技術面を含むCOBSI普及ガイドラインが作成される。

成果 2) COBSI普及職員(CPUメンバーを含む)のCOBSIアプローチ振興に関する能力が継続的に開発される。

成果 3) COBSIアプローチを振興するための民間セクターやドナー機関(NGO含む)との協力・共働活動が進展する。

本プロジェクトの3YAP実施支援に係る活動は、進捗状況のモニタリングと実施上の課題への対応(技術支援・フォローアップ)に限定されており、現地活動へのJICAの直接的な介入は限定的である。

(2) ザンビアのCOBSIアプローチの特徴

COBSIアプローチは基本的に、小規模灌漑開発として簡易堰の設置・管理を通じて農民グループの能力強化を図り、農家グループの意向に応じて恒久堰(練石積みによるコンクリート構造物)建設による灌漑面積拡大も一つのオプションとするアプローチである。ザンビアのCOBSIアプローチは、これにSHEPと栄養改善のアプローチを加えた、より効果的なパッケージとして開発された。そのためザンビアでは、COBSI×SHEP×栄養改善のパッケージに基づくアプローチの普及を目指している。

(3) COBSIアプローチと国家灌漑政策、戦略、関連法との整合性の重要性

ザンビアの灌漑政策は2004年に作成されているが、灌漑マスタープランと灌漑ガイドラインは、ZAMGROからの資金援助を受けて策定される予定となっており、併せて灌漑政策についても新たに策定される予定となっている。本プロジェクトの実施においては、既存及び新たに策定される関連政策文書に沿った活動を展開する必要がある。更に、COBSI普及ガイドライン作成に際しては、水資源管理法⁵(2011年)などの水資源や灌漑関連法規におけるCOBSIアプローチの位置づけや、恒久堰施設の所有権など、COBSIアプローチの法的位置づけを明示し、COBSIアプローチ(成果1)を普及させることも重要である。問題が発生した場合の対策もガイドラインに盛り込む必要がある。また、COBSIアプローチの普及には、CPUを介した研修による普及に加え、予算確保を必要としない農民間普及についても含める必要がある。

(4) 本プロジェクトとJICA課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」との連携

課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」が、2025年度～2027年度(3回/3年間)実施される予定で、日本での研修に続いてザンビアでの在外補完研修が実施される。2025年度はザンビアを含む10カ国から研修員が参加する予定である。COBSIによる簡易堰や恒久堰の視察を考慮すると在外補完研修はザンビアの乾季に実施する必要があるため、最初の研修は2026年3月～4月頃を予定している(第2～3回は時期が変更となる可能性有)。なお、本プロジェクト開始後、研修日程・内容、ザンビア側に支払う予算(講師料、日当・旅費、会議費等)について調整・合意する必要がある。本補完研修に係る経費は別途発注者が負担する。また、同研修機会を活用し、プロジェクト活動の一環として、ザンビア国の対象地域の6州以外の州や他国からの関係者も受け入れる計画である(本経費は本プロジェクトにて負担を想定。定額計上に計上

⁵ Water Resources Management Act

しています)。

(5) 農業研修所 (Agricultural Training Institutions: ATIs⁶) / 天然資源開発カレッジ (Natural Resource Development College: NRDC) と本プロジェクトとの連携

NRDCは農業省傘下の農業人材育成学校である7つのATIsの一つであり、現在COBSIアプローチが水工学コース及び農業工学コースの授業の一環として扱われている状況にある。本プロジェクトでは、農業省のCPU職員とNRDC教員が連携の上、NRDC内で建設中の簡易堰建設支援を含む、一層のCOBSIアプローチの普及(正式なカリキュラム・シラバスへの導入検討含む)、さらにはNRDC以外の他ATIsへの導入(授業での実践、及び正式なカリキュラム・シラバスへの導入検討含む)を目指している。これら活動の結果、COBSIアプローチの知識と経験を持った卒業生が現場で活躍することで、COBSIの認知度が向上し、普及活動が推進されることを見込む。

(6) COBSI広報戦略⁷の基本的な内容

COBSI広報戦略の第一の目的は、COBSI手法の持続的普及のために必要な資金調達であり、そのために必要なターゲット(政府内関係各部署、他ドナー、民間等)に効果的にCOBSIの有効性を理解してもらい、予算確保による独自展開及びパートナー事業を通じた普及に繋げるための方針(戦略)と具体的な行動計画を定める。それにはドナー会合などを通じた他ドナー機関へのインプットのほか、ザンビア農業省、PDU (Presidential Delivery Unit)、ザンビア財務省といった関係機関における、農業・灌漑開発の政策策定者のCOBSIの認知度向上のための活動(次官を通じた発信等)が含まれる。基本的な広報媒体として、COBSI手法を紹介する農業省ウェブサイトやリーフレット等を活用し、国家農業情報サービス (NAIS) やドナー会合を通じた他ドナー機関への情報発信が想定される。

なお、同広報戦略には、追加資金を必要としない農民間普及戦略も含める必要がある。

(7) 担当次官への政策的・技術的助言について

成果1で作成されるCOBSI普及ガイドラインは、ZAMGROにおいて策定が予定されている灌漑マスタープランや灌漑ガイドラインとの整合性を確保する必要がある。灌漑マスタープランや灌漑ガイドラインの策定過程においては、JICA専門家が、農業省とドナー機関との間で開催される検証ワークショップや関連会議に参加し、COBSIアプローチについて適宜インプットを行うことが重要である。また、成果3の他ドナー機関や民間セクターによる資金動員を促進するため、灌漑セクターのドナー会合や民間セクターとの会合でCOBSI関連情報を発信し、COBSI実施サイトへの訪問をアレンジするほか、他アクター参入に必要なアクションを整理し、必要に応じて支援を行うことも想定される。本プロジェクトの前フェーズに位置づけられる持続可能な地域密着型灌漑開発の展開プロジェクトの終了時評価調査(2023年9月実施)でも確認済みであるが、COBSIアプローチのさらなる普及には、技術サービス担当の次官のリーダーシッ

⁶ Agricultural Training Institutions: 農業省傘下の教育機関で、そのうちの 하나가NRDCである。

⁷ COBSI普及ガイドラインの資金確保に係る方針と整合性を有する、持続的資金確保のための広報戦略が必要であり、①農業省内、②ザンビア政府内、③他ドナー、④民間等を通じた予算獲得を効果・効率的に進めるに当たり具体的且つ優先的な活動について整理が必要である。このことに留意して、COBSI広報戦略および行動計画に含むべき事項と優先的に取り組むべき活動について、プリポーザルで提案すること。

プが不可欠であり、次官とJICA専門家との定期的な会合も重要であることから、本プロジェクトは灌漑アドバイザー⁸としての助言的業務も行う事を想定している。

(8) 対象地域

3YAPは6つの州（北部、ムチンガ、ルアプラ、コッパーベルト、中部、北西部）を対象としているが、COBSIアプローチの適用が効果的で、関係職員がCOBSIアプローチ導入に意欲的である他の州からも、灌漑職員や関係者を招き、3YAPで実施される研修に参加させることとする。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動（ザンビア対象）

活動1-1：COBSI推進ユニット（COBSI Promotion Unit: CPU）メンバーの業務内容を明確化する。

活動1-2：プロジェクト実施のためのCPUメンバー（本部および州レベル）を更新する。

活動1-3：改訂版3か年アクションプラン（3-Year Action Plan: 3YAP）のレビュー（名称、期限含む）を行う。これには、ポテンシャルのある新規州の選定基準のレビューを含む。

活動1-4：利用可能な予算（ザンビア政府予算、世銀支援プログラム、その他のドナー機関支援）を考慮しつつ、改訂版3YAPが効果的・効率的に実施されるよう支援する。

活動1-5：プロジェクト活動実施に関する情報をCPUが収集するための効率的な報告制度（区（ward）、郡（district）、州を経由してCPUまで）を作る。

3YAPの実施に関する定期的なモニタリングと評価を技術的に支援する。

活動1-6：3YAPの実施に関する定期的なモニタリングと評価を技術的に支援する。

⁸ 今後世銀ZAMGRO予算により傭上されるコンサルタントがドラフト作成予定の灌漑政策、灌漑マスタープラン、灌漑ガイドラインには、本COBSIアプローチを適切に位置付けると共に、今後の展開方針及びその際の留意点について適切に明示されることが重要となる。そのための取り組みとして、次官との定期的面談、COBSIが関連するZAMGRO等予算での各種事業の把握及び適時のインプットの他、次官によるCOBSIサイト視察や更なるドナー・民間に対するCOBSI理解促進に向けた次官による情報発信等、幅広い活動が想定される中、効果・効率的な活動を整理し、優先付けの上、プロジェクト開始に当たり、次官と合意することが重要である。これを踏まえて、今後のCOBSIアプローチの国内での更なる普及のために必要となる担当次官への助言業務の内容について、プロポーザルで提案すること。

活動1-7：CPUの役割・責任を、農業省内の公式な組織として規定する。

活動1-8：人事異動に伴うCPUメンバーの業務引継を適切に行う制度を改善する。

活動1-9：農業省が承認できるよう、世銀支援プログラムである「The Zambia Growth Opportunities Program: ZAMGRO」で作成される国家灌漑政策、灌漑開発ガイドラインおよび灌漑マスタープランとの整合性が取れたCOBSI普及ガイドラインを作成する。

活動1-10：農業省幹部職員と定期的に議論し、必要な提言を行う。また、COBSIアプローチを普及させるため、ドナー会合にも参加する。

② 成果2に関わる活動（ザンビア及び周辺国⁹対象）

活動2-1：他の国の職員を対象としてザンビア国内で実施するCOBSIアプローチに関する研修の計画（研修内容、日程、予算）を作成する（① JICAの課題別研修を補完する現地研修コースや②他の国からの要望に基づく個別フィールド視察（研修））。

（課題別研修（KCCP: Knowledge Co-Creation Program）とは、各国から参加者を募ってJICAが日本国内で実施する技術協力/研修である。ザンビアでの補完研修の実施頻度は年1回で、JICAと調整しながらプロジェクト期間中に計3回実施する。）

活動2-2：上記の研修を実施する。

活動2-3：研修実施報告書を作成する。

活動2-4：他の国から参加した元研修員のその後の活動情報を収集するためのツールを開発する（CPUメンバーと元研修員との間のネットワークとして使えるツール）。

活動2-5：研修実施結果に基づき、次年度の研修計画を改定・改善する。

活動2-6：必要に応じて、ザンビア人講師の指導能力をさらに強化する。

活動2-7：COBSIアプローチが取り入れられたNRDCの水工学コースおよび農業技術コースのシラバスをレビューするため、NRDCと調整する¹⁰。

現地研修（在外補完研修に同行・参加する形で行う現地研修）の想定規模は以下の

⁹ 2025年度課題別研修参加予定国はスーダン(1)、エチオピア(1)、ガーナ(1)、リベリア(1)、ナイジェリア(1)、ウガンダ(1)、ザンビア(1)、ジンバブエ(1)、ベナン(1)、ブルンジ(1)、コンゴ共和国(1)、モザンビーク(1)、ルワンダ(1)、セネガル(1)となっており、毎年要望調査結果により対象国が決定する。本プロジェクトでは、それらの国或いはその他の関心を有するアフリカの国の中から3回で合計20名程度（2名ずつ述べ10カ国程度）選定予定。

¹⁰ NRDCが所掌する、COBSIアプローチが取り入れられた水工学コースおよび農業技術コースのシラバスのレビューをNRDCで行う。

とおり。

目的	COBSI実施サイトの視察、関係者（行政官、普及員、農家グループ）とのディスカッションを通して、COBSIアプローチを理解し、今後の普及に向けた参加者各自の活動計画案を策定する
実施回数	3回（予定）
対象者	ザンビア国内及び周辺国の行政官
参加者数	6－8名/回
開催期間	約14日/回
実施場所	ルサカ及びンドラ（コッパーベルト州の州都）
実施形態	対面

③ 成果3に関わる活動（ザンビア対象）

活動3-1：COBSIアプローチ振興のためZAMGROプログラムと調整する。

活動3-2：COBSIアプローチ振興のためCOBSI研修実施についてNRDC¹¹と調整する。

活動3-3：COBSIアプローチ（灌漑開発、SHEP、栄養改善を含む）振興のため、共働が可能な他の機関（ドナー機関、NGO、民間部門）やプログラム・プロジェクトを特定する。

活動3-4：COBSIアプローチ振興のための広報戦略を作成する。これは、ドナー機関等¹²からの資金獲得や農民間普及のための資金を獲得するため。

活動3-5：良い実践事例を含む共働活動に関する報告書を作成する。

活動3-6：COBSIアプローチ振興のため、本プロジェクトの成果（技術的・資金的な協力成果を含む）についての全国セミナーを、関連ステークホルダーを対象に実施する。なお、現時点ではプロジェクト期間中に年1回、合計3回の開催を想定しているが、プロジェクト開始後に成果の発現状況やその内容に応じて具体的な対象者やそのレベル、参加人数、開催場所等を検討するため、それらは確定していない。従って、第3章4.（3）に示す定額計上に「全国セミナー」として記載した。

（2）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）その他

¹¹ 必要に応じて、NRDC及びその他ATIsも含めて調整を行う。

¹² 必要に応じて、政府内関係部局等への啓発も含む。

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクト開始後 6 か月を目途にプロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、出来るだけカウンターパート（以下「C/P」という。）予算による、本来業務の中で情報収集できるよう、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前に、出来るだけC/Pの予算による、本来業務の中で情報収集のうえ、エンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1
ワーク・プラン	最初の現地渡航後5営業日以内	英語	電子データ	1
モニタリングシート	6か月毎	英語	電子データ	1

業務進捗報告書	第1期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	1
業務完了報告書	第2期の契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
			CD-R	4 部
事業完了報告書	第2期の契約履行期限末日	英語	製本	2 部
			CD-R	4 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績（課題別研修在外補完研修）
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）COBSI 普及ガイドライン
- （２）COBSI アプローチ振興のための広報戦略

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （３）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （４）活動に関する写真

第6条 再委託

☐ 本業務では、再委託を想定していない¹³。

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	コピー機-	プロジェクト活動用 (農業省農業局技術サービス部: Technical Service Branch、コッパールベルト州農業事務所に設置)	2	供与機材	本見積
2	-プリンター	プロジェクト活動用 (農業省農業局技術サービス部: Technical Service Branch、コッパールベルト州農業事務所に設置)	2	供与機材	本見積
3	PC	CPによる業務監理用	5	供与機材	本見積
4	プロジェクター	プロジェクト活動用 (農業省農業局技術サービス部: Technical Service Branchに設置)	1	供与機材	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により

¹³ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： ザンビア共和国

案件名： 地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト

Mainstreaming of Community-Based Smallholder Irrigation
Development Project (M-COBSI)

2. 事業の背景と必要性

（１）ザンビアにおける農業・灌漑セクターの現状と課題及び本事業の位置付け

ザンビアでは、労働人口の約51%（第二次国家農業投資計画、2024-2033¹⁴）が農業に従事しているものの、生産性が低いためにGDPに占める農業の割合は約3.0%（世銀、2021年）に留まっている。長期国家計画（ビジョン2030¹⁵）に基づき策定された、現政権下における中期計画である第8次国家開発計画（8NDP：2022年～2026年）では、「経済変革と雇用創出」について、農業、鉱業、製造業、観光業が牽引する持続的な成長を通じて実現されるとされている。同戦略の一つとして「農業生産増加と生産性向上」が設定されており、それに紐づくプログラムとして、農業機械化、農業投入財支援、農業ビジネス開発、灌漑開発、研究開発、普及サービス支援等が設定されている。

ザンビアは国土の約6割が耕作可能面積であり、高い農業開発ポテンシャルを有するが、これまでメイズが主要農作物であったことから、今後は作物の多様化を通じた農業セクターの競争力強化が求められている。また、農業セクターの活性化は、雇用の創出を通じた貧困削減・生計向上にも貢献するものである。

同国は南部アフリカの約40%の水資源を蓄えていると言われており、灌漑等の水資源開発ポテンシャルが高い。他方で、灌漑可能面積（275万ha）に対し、現在の灌漑面積はわずか20万haと推計されており¹⁶、今後の更なる灌漑施設整備への投資等を通じた灌漑開発により、同国が抱える以下の課題改善に資することが期待されている。

- 1) 貧困削減と国家食料安全保障の強化
- 2) 農業生産性向上、商業化及び作物多様化の推進
- 3) 雇用の創出及び天水農業から脱却による競争力の向上
- 4) 高温乾燥及び水不足に対応するための気候変動への耐性強化

現行の農業政策である「第二次国家農業政策（Second National Agricultural Policy 2016）」において、灌漑は農業生産と生産性を高めるために投資・拡充すべき技術と位置付けている。さらに、「第二次国家農業投資計画2024-2033（包括的農業改革支援プログラム：CATSP¹⁷）」では、灌漑開発は優先的に資源を投入すべき分野としている。

また、ザンビア政府がパリ協定に基づき策定した「自国が決定する貢献（NDC¹⁸）」では、適応策の重点プログラムとして、気候スマート農業振興による食料安全保障を通じた「戦略的生産システム（農業、野生生物、水）」が位置付けられている。COBSI¹⁹

¹⁴ Second National Agriculture Investment Plan (2024-2033)

¹⁵ 2006年に公布された長期開発戦略。2030年までの中進国入りを目指している。

¹⁶ Second National Agriculture Investment Plan (2024-2033)

¹⁷ Comprehensive Agriculture Transformation Support Program

¹⁸ Nationally Determined Contributions: 自国が決定する貢献

¹⁹ Community-Based Smallholder Irrigation

アプローチは、近年、干ばつ等の気候変動の影響を大きく受けているザンビア国の農業においては気候スマート農業の取り組みの一つと言えることから、本事業は、ザンビア国の適応策の重点項目「農業の戦略的生産システム」と整合するものである。

農業省は2009年以降、日本政府の支援により小規模灌漑（COBSI²⁰）に係る複数のプロジェクトを実施してきた。「小規模農家のための灌漑開発システム開発計画調査（COBSI Study）」（2009年～2011年）では、北部州とルアプラ州を対象とした小規模灌漑システム計画策定と技術移転を行い、既存灌漑面積の拡大（290ha）と新規灌漑開発（253ha）に貢献した。続く「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト（T-COBSI）」（2013年～2018年）では、北部州、ルアプラ州、ムチンガ州を対象とし、簡易堰と恒久堰の設置を通じた農業省職員及び農家への技術移転を行い、945haの新規灌漑開発に貢献した。「地域密着型灌漑開発の展開プロジェクト（E-COBSI）」（2019年～2024年）では、更なる対象州の拡大（3州から6州）に加えて、COBSI推進ユニット（CPU）²¹による活動の実施、及び小規模灌漑の受益農民グループに対するSHEPアプローチと栄養改善に係る研修の実施等に取り組んだ。その結果、プロジェクト終了時までには新規州における515.8haの灌漑面積の拡大、対象モデルサイトにおける農業所得の平均136%増加等の成果を達成すると共に、プロジェクト終了後3年間の小規模灌漑開発アクションプラン（3YAP）を策定するに至った。また、2022年にはモザンビーク灌漑省からのCOBSI視察団を北部州プロジェクトサイトで受入れる等、隣国でのCOBSI展開支援ニーズについても確認されている。

これまで、世界銀行のプログラム「Zambia Growth Opportunities Program（ZAMGRO）」（2022年～2026年）資金を活用した恒久堰設計等も行われており、今後は灌漑マスタープラン・灌漑ガイドラインの策定に加え、同資金による3YAPの実施等、ザンビア政府によるCOBSIアプローチ普及に向けた取り組みが予定されている。

今後、COBSIアプローチがザンビアにおいて他州含め持続的に普及・展開されるためには、COBSI普及に係るガイドラインの策定、COBSI研修パッケージの継続的な改訂と実施を通して、農業省CPUメンバーの恒久堰設計・建設に係る技術向上を含めた能力強化が必要である。更には他ドナーや民間セクター関係者等との協働による普及・展開も重要である。以上の背景を踏まえて、ザンビア政府はCOBSIアプローチの同国内における更なる普及と、他国への展開を通じた主流化の促進を目的とした本事業を日本政府へ要請した。

（2）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）における本事業の位置づけ

我が国の「対ザンビア共和国 国別開発協力方針（2023年9月）」の重点分野の一つは「産業の活性化」であり、小規模農家の生計向上、作物の多様化、生活インフラの基盤強化に資する農村地域開発に取り組む方針が示されている。本事業は、対象地域の小規模灌漑農業の推進及び市場志向型農業の振興等を通じて小規模農家の生計向上を目指すものであり、我が国の援助方針に合致している。

また、本事業には、小規模灌漑開発を通じた灌漑農業の推進、灌漑農業での市場志向型農業の推進、及び栄養啓発等栄養改善を目指した活動が含まれており、農業用水の効率的な確保を通じて気候変動に対するレジリエンス強化にも繋がる事業である。ついては、JICAグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」及び「JICAアフリカ食料安全イニシアチブ」の推進に資すると共に「農業・農村開発

²⁰ Community-Based Smallholder Irrigation

²¹ COBSI Promotion Unit：COBSIアプローチ推進に関連する農業省本部と州事務所の職員で構成されるユニット

協力における気候変動対策の取組戦略」にも合致している。更にSDGs目標1「あらゆる形態の貧困の撲滅」と目標2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」にも貢献する事業である。

(3) 他の援助機関の対応

1) 世界銀行

「Irrigation Development and Support Project」(2011年～2024年、支援額115百万ドル)では、9州²²を対象に灌漑施設整備を実施。

2) USAID

①中央州を対象に「Scaling Up Nutrition Technical Assistance (SUN Project)」を開始(2019年2月～2026年2月、事業費66.4百万ドル)。2歳未満児及び妊娠・授乳中の女性の栄養改善、及び発育阻害率の削減を目標として実施(2025年3月以降中断中)。

②「Zambia Agricultural Diversification Support (ZADS)」(2024年～5年間、事業費25百万ドル)を開始。小規模農家を対象として農業生産向上、作物多様化、市場システム・バリューチェーン強化、食生活の多様化等を目標として実施(2025年3月以降中断中)。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ザンビアにおいて、地域密着型小規模灌漑(COBSI)普及ガイドラインの作成、COBSI普及職員のCOBSIアプローチ推進のための能力強化、及びCOBSIアプローチ推進のための民間セクター・他ドナー等との協働を推進することにより、COBSIアプローチの普及メカニズムが確立され、農業省の通常業務として実践されることをもって、COBSIアプローチのザンビア及び周辺国における小規模灌漑開発アプローチとしての主流化、及び継続的な推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

北部州、ムチンガ州、ルアプラ州、コッパベルト州、中央州、北西部州(計6州) およびポテンシャルを有するその他の州。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

1) 直接受益者(本省及び対象6州): 農業省(農業局、農業ビジネス・マーケティング局、政策・計画局)職員59人、州農業事務所職員60人、郡農業事務所職員560人、合計約680人

2) 間接受益者: 対象地域の小規模農家(約22,000戸)

(4) 総事業費(日本側)

1.99億円

(5) 事業実施期間

2025年10月～2028年9月を予定(計36か月)

(6) 事業実施体制

実施機関: 農業省(Ministry of Agriculture)

協力機関: 農業省傘下の農業研修所(Agriculture Training Institutes)(代表として天然資源開発カレッジ: Natural Resources Development College [NRDC])

²² ルサカ州、中央州、コッパベルト州、東部州、ルアプラ州、ムチンガ州、北西部州、南部州、西部州

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ①日本人専門家派遣： 1) 業務主任者／小規模灌漑開発、2) 農業普及およびマーケティング、3) その他（必要に応じて）
- ②研修員受入れ： 1) 課題別研修「小規模灌漑技術開発および農業振興の手法」（課題別研修枠）、2) 同在外補完研修（於ザンビア）
- ③機材供与： コピー機2台、プリンター2台、パソコン5台、プロジェクター1台等

2) ザンビア国側

①カウンターパートの配置

- 1) 農業省次官（プロジェクトダイレクター）
- 2) 農業省農業局長（プロジェクトマネージャー）
- 3) 農業省農業局Principal Irrigation Engineer（プロジェクトコーディネーター）
- 4) CPUメンバー（本部及び州レベル）
- 5) 本部及び州事務所のその他C/P（農業省財務局長含む）

②関連機関

- 1) 水資源管理機構（Water Resources Management Authority）
- 2) 国家食料・栄養委員会（National Food and Nutrition Commission）

③施設

日本人専門家用の事務スペース提供（農業省本部・州事務所スペース。家具、水道光熱費含む）。

④活動経費

農業省は、農業省が主導する活動については、現地活動に参加する職員のDSA（日当宿泊）経費を負担する。

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

先行E-COBSIでは、対象農家の生計向上（収入向上・栄養改善）等の農家レベルでの成果や、他ドナー支援事業における恒久堰の建設等のザンビア国内における展開等の成果が見られた。本事業では、特にE-COBSIから対象となった3州の灌漑技術者の恒久堰建設に係る能力強化や、国内におけるCOBSIアプローチの主流化を通じて、これまでの成果のザンビア国内における定着が期待される。更にこれまでの協力で育成された人材を核（リソース）として、周辺国でのCOBSI展開ニーズに応えるべく、広域的に裨益する案件として取り組む予定である。

2) 他の開発協力機関等の活動

1) 世界銀行

- ①「Zambia Growth Opportunities Program (ZAMGRO)」(事業期間2022年～2026年、資金額300百万ドル)は、農業の多様化・持続性の向上、及びアグリフードセクター雇用の推進を目的として実施中。9つの支出連携指標(DLI)の1つ(DLI8)が灌漑関連指標となっており、それら指標が達成されると合計62.5百万ドルの資金提供が行われる予定。
- ②ムチンガ州、北部州、ルアプラ州を対象とした「Transforming Landscapes for Resilience and Development Project (TRALARD)」(事業期間2019年～2025年、資金額100百万ドル)では、灌漑水路ライニング、取水口改善等を含む協力を実施

している。

2) IFAD

- ①北部州及びルアプラ州を対象とした「Smallholder Productivity Promotion Programme (S3P)」(2011年～2019年、資金額39.9百万ドル)では、E-COBSIサイトでの恒久堰建設(北部州6か所)を支援した実績有。
- ②「Smallholder Irrigation and Mechanization Programme」(2026年以降、事業費50百万ドル予定)の開始に向けて準備中。IFADはCOBSIアプローチに関心を有しており、同プログラムでのCOBSIアプローチ適用による連携可能性あり。

3) GIZ

ルアプラ州の「Fish for Food Security (F4F) Project」では、E-COBSI対象農家向けの養魚研修を実施した連携実績があるが、引き続き、養殖を通じた栄養改善と収入創出のための活動を東部州でも実施予定(2024年1月～2028年12月)。東部州が対象となる場合には、灌漑用水を利用した養魚及び栄養改善面で引き続き連携可能性がある。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮：

①カテゴリ分類 (C)

- ②本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業は灌漑を通じたClimate Smart農業の推進による食料安全保障(Food Security)の確立にも繋がる、気候変動対策(適応策)に貢献する事業である。

3) ジェンダー分類：

【対象外】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

＜分類理由＞本事業の灌漑システムの維持管理や市場志向型営農活動、栄養改善等にかかる活動等いずれもジェンダーに配慮した取り組みが不可欠である。なお、前フェーズでは、普及員や農民向けにジェンダー研修を実施しており、本事業でも同様にジェンダー配慮を研修項目として組み込む予定である。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

COBSIアプローチが、ザンビア政府およびその他の国において、小規模灌漑開発アプローチとして主流化され、継続的に推進される。

指標及び目標値：(プロジェクト終了後3年以内に達成することが期待される事項)

- ① 本事業終了後、ザンビア国内でのCOBSIアプローチ適用サイトがXカ所以上になり、他の国での適用サイトがXカ所以上となる。
- ② 本事業終了後、ザンビア国内のCOBSIアプローチ受益農民のX%以上が、年間農業収入が増加したと認識する。
- ③ 本事業終了後、ザンビア国内のCOBSIアプローチ適用サイトにおいて、X%以上の農民が、農作物の多様化が進み、もしくは栄養が改善したと認識する。

(2) プロジェクト目標：

COBSIアプローチの普及メカニズムが確立され、農業省の通常業務として実践される。

指標及び目標値：

- ① COBSI普及ガイドラインが、農業省によって承認される。
- ② 州事務所および郡事務所のX人以上の職員が、COBSIアプローチの普及職員として十分な知識と技能を有する（上記6州ではX人以上、その他の4州ではX人以上、他の国ではX人以上）。
- ③ 対象州でCOBSIアプローチが適用されたサイトがXカ所以上になり（6州ではXカ所以上、その他の4州ではXカ所以上）、他の国ではXカ所以上になる。

(3) 成果

成果1： 制度・財務・技術面を含むCOBSI普及ガイドラインが作成される。

成果2： COBSI普及職員（CPUメンバー含む）のCOBSIアプローチ推進に関する能力が継続的に開発される。

成果3： COBSIアプローチを推進するための民間セクターやドナー機関（NGO含む）との協働活動が推進される。

(4) 主な活動

- 1-1. CPUメンバーの業務内容を明確化する。
- 1-2. プロジェクト実施のためのCPUメンバー（本部及び州レベル）を更新する。
- 1-3. 改訂版3カ年アクションプランのレビュー（ポテンシャルのある新規州の選定基準のレビューを含む）を行う。
- 1-4. 改訂版3カ年アクションプランが利用可能な予算（ザンビア政府予算、世銀支援プログラム、その他のドナー機関支援）を考慮しつつ、効果的・効率的に実施されるよう支援する。
- 1-5. プロジェクト活動実施に関する情報をCPUが収集するための効率的な報告制度（区（ward）、郡（district）、州（province）から上位組織への報告制度）を作る。
- 1-6. 3カ年アクションプランの実施に関する定期的なモニタリングと評価を技術的に支援する。
- 1-7. CPUの役割・責任が、農業省内の公式な組織として規定される。
- 1-8. （人事異動を考慮して）CPUメンバーの業務引継を適切に行う制度を改善する。
- 1-9. 農業省が承認できるよう、世銀支援プログラムである「The Zambia Growth Opportunities Program: ZAMGRO」で作成される国家灌漑政策、灌漑開発ガイドラインおよび灌漑マスタープランとの整合性が取れたCOBSI普及ガイドラインを作成する。
- 1-10. 農業省幹部職員と定期的に議論し、必要な提言を行う。また、COBSIアプローチを普及させるため、ドナー会合にも参加する。（この活動は、日本人専門家が担当する）。
- 2-1. 他の国の職員を対象としてザンビア国内で実施するCOBSIアプローチに関する研修の計画（研修内容、日程、予算）を作成する（①JICAの課題別研修を補完する現地研修コースや②他の国からの要望に基づく個別フィールド視察（研修）等）。
- 2-2. 上記の研修を実施する。
- 2-3. 研修実施報告書を作成する。

- 2-4. 他の国から参加した元研修員のその後の活動情報を収集するためのツール（CPUメンバーと元研修員との間のネットワークとして使えるツール）を開発する。
- 2-5. 研修実施結果に基づき、次年度の研修計画を改定・改善する。
- 2-6. 必要であれば、ザンビア人講師の指導能力をさらに強化する。
- 2-7. COBSIアプローチが取り入れられたNRDCの水工学コースおよび農業技術コースのシラバスをレビューするため、NRDCと調整する。
- 3-1. COBSIアプローチ推進のためZAMGROプログラムと調整する。
- 3-2. COBSIアプローチ推進のためCOBSI研修実施についてNRDCと調整する。
- 3-3. COBSIアプローチ（灌漑開発、SHEP、栄養改善を含む）推進のため、共働が可能な他の機関（ドナー機関、NGO、民間部門）やプログラム・プロジェクトを特定する。
- 3-4. ドナー機関からの資金獲得や農民間普及のための資金を獲得するためCOBSIアプローチ振興のための広報戦略を作成する。
- 3-5. 良い実践事例を含む協働活動に関する報告書を作成する。
- 3-6. COBSIアプローチ推進のため、本プロジェクトの成果（技術的・資金的な協力成果を含む）についての全国セミナーを、関連ステークホルダーを対象に実施する。

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件

対象地域の政治的・治安的な状況が安定し、安全が確保される。

（２）外部条件

<成果達成のための外部条件>

- 1) CPUメンバーの頻繁な交代が発生しない。
- 2) 3カ年アクションプランを実施するために必要な予算が適期に支出される。

<プロジェクト目標達成のための外部条件>

- 1) 洪水や干ばつなどの自然災害が、プロジェクト活動に大きな影響を与えない。

<上位目標達成のための外部条件>

- 1) ザンビア政府の財政状況が極端に悪化しない。
- 2) COBSI振興に関する政策が変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

先行E-COBSIでは、各州のCPによるモニタリング活動のためのバイク及び燃料代をプロジェクトが供与し、それらを活用してCPが計画的なモニタリングを実施した結果、各サイトでの成果発現に繋がった。しかしながらプロジェクト終了後、農業省が通常業務予算を十分に確保できず、各州でのCOBSI普及のための活動が滞っている状況となっている。

そのため、本事業では、プロジェクト開始後速やかにCP予算確保が可能となるよう詳細計画策定調査時に同申請スケジュールを確認すると共に、本事業終了後の自立発展性を高めるため、農業省によるドナー機関（NGO含む）や民間セクターとの連携促進のための広報戦略策定及び同実施活動を本事業の成果として位置づけることとした。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、

COBSIアプローチの更なる推進を通じて、COBSIアプローチの主流化、及び対象農家の所得向上に資するものであり、SDGs目標1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、及び目標2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」に貢献すると考えられることから、本事業実施の必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事後評価は実施対象外

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する（事業完了報告書の場合は、プロジェクト終了3か月前に報告書案を発注者に提出すること）。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：小規模灌漑に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ザンビア国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年9月に業務を開始し、2028年10月にプロジェクト業務完了報告書・事業完了報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約31.17人月

業務従事者構成の検討に当たっては、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

なし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 署名済み M/M
- 課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」コンセプトノート（和・英）
- ザンビア国 持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト終了時評価調査報告書

2) 公開資料

- ザンビア国 地域密着型灌漑開発の主流化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054560.pdf>)

- ザンビア国 持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト業務完了報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052306.html>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

173,179,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(14,688,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	周辺国からの現地研修参加に係る経費	「第2章第4条 業務の内容 2. 本 業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する 業務 ②成果2に関 わる活動（ザンビ ア及び周辺国対 象）」活動2-2	8,688,000円	参加者（2名ずつ 周辺国延べ10カ 国）の航空賃、日 当・宿泊費、国内 交通費、資料印 刷費	一般業務費 （セミナー 等実施関連 費）
2	<u>全国セミナー費用</u>	「第2章第4条 業務の内容 2. 本 業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する業 務 ③成果3に関わ る活動（ザンビア対 象）」活動3-6	6,000,000円	会場費、参加者 旅費	一般業務費 （セミナー 等実施関連 費）

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)